

(注) 別記1から別記4までは、提案内容を踏まえ決定する。

別記1 附属設備

別記2 物品

- (1) 備品
- (2) 消耗品

別記3 責任分担

項目	指定管理者	市	備考
施設、設備、備品等の維持管理	○		
利用料金等の徴収、収納（利用料金制の場合は、指定管理者の収入となります。）	○		
施設等の利用許可等	○		行政財産の目的外使用許可を除く。
施設の改修		○	
施設、設備等の修繕（小規模）	○		1件〇〇万円未満
施設、設備等の修繕（大規模）		○	1件〇〇万円以上
事故、火災等による施設等の損傷及び被災者に対する責任	○	○	第1次責任は指定管理者にあります。
施設に係る各種保険の加入		○	建物総合損害共済 (全国市有物件災害共済会)
利用者等に係る保険の加入	<input type="checkbox"/>	○	市は市民総合賠償補償保険 (全国市長会)に加入します。 当該保険の支払限度額以上の賠償に備えるため、指定管理者においても保険に加入するものとします。
施設設置者としての最終的責任		○	

別記4 添付書類

- ・(仮称) 仙酔島海浜広場指定管理業務仕様書